

健康保険委員だより

協会けんぽ 広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは



協会けんぽ 広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで



瀬戸内海の海霧(広島県)

目次

「健康づくりの好循環」の具体的取組み P2-4

申請書様式の変更について P5

健康保険委員功労者表彰について P6

令和3年度インセンティブ制度の実績 P7

健康保険委員様へお知らせ P8



「健康づくりの好循環」はここから!!

年一回の健診(検診)の受診

健診を受診することが、健康づくりの第一歩です。年に一度の健診で体に異常がないかを確認し、問題があれば早期に対処することで、健康を維持しましょう。

取組事例

対象者への周知・勧奨

- 健診未受診者に対して、早期に受診するよう適切に勧奨する。
- 事業主は率先して、健康診断を受診する。

健診時間の特別休暇

- 定期健康診断に要する時間の出勤認定や特別休暇認定をする。
- 健診受診のための交通費を補助する。

健診内容が充実した「生活習慣病予防健診」を受診しましょう

協会けんぽでは、「**35歳以上の従業員(被保険者)**」を対象に「**生活習慣病予防健診**」を実施しています。定期健診の項目をすべて含み、がん検診もカバーしたお得な健診です。

	定期健康診断 (法定健診)	協会けんぽの 生活習慣病予防健診
労働安全衛生法上の 定期健診項目	○	○
大腸がん検診	×	○
胃がん検診	×	○
乳がん検診	×	○
子宮頸がん検診	×	○
自己負担額	8,000～ 15,000円程度	18,865円相当が 7,169円 <small>※令和5年度からは5,282円を予定。</small>

メリットたくさん!
協会けんぽの
生活習慣病予防健診を
オススメします



40歳以上の方で生活習慣病予防健診を利用されない場合は?

「事業者(定期)健診」を受診している場合は、**健診結果データ**を提出してください。

※「生活習慣病予防健診」を受診すると、健診結果データは自動的に協会けんぽへ提供されます。

手順

手続きは**簡単2ステップ!**

同封の同意書をご利用ください。

step 1

同意書を記入



step 2

協会けんぽに送付

協会けんぽが健診機関と直接手続きをして、健診結果データを取得します。

※健診機関がデータを作成できない場合は、**健診結果の写しの提出**にご協力ください。

生活習慣の見直しで健診結果の改善を!!

特定保健指導の利用

健診の結果、メタボリックシンドロームに該当された方は、**健康サポート(特定保健指導)**の対象となります。社内に対象者がいらっしゃる場合は、協会けんぽから事業所様にご案内しますので、「**特定保健指導**」を受けることができる環境整備をお願いします。

取組事例

対象者への周知・勧奨

- 対象の方への案内・お声がけ。
- 健診当日に保健指導を受けられる健診機関を従業員にすすめる。
※従業員様が利用しやすくなる「同意書」もあります。

受け入れ体制の整備

- 特定保健指導の実施場所の提供。勤務のシフト時間を調整する。
- 特定保健指導に要する時間の出勤認定や特別休暇認定をする。

特定保健指導実施までの簡単3ステップ

step

1

保健指導のご案内が、協会けんぽから届く

健診受診後(数か月後)、協会けんぽから対象者がいる事業所に「**保健指導のご案内**」が届きます。事業所ご担当者から、対象の方へご案内してください。

※ご案内後に事業所へ電話連絡させていただく場合があります。

step

2

日程調整と利用方法(下記①～④のいずれかを選択する)

①

医療機関での面談

健診当日の保健指導がおすすめ

②

事業所での面談

面談スペースの確保にご協力をお願いします

③

ICT面談

スマホやタブレットで遠隔面談! コロナ禍でも安心です

④

協会けんぽ 広島支部での面談

事前予約が必要です

step

3

特定保健指導の実施

当日は健康管理のプロ(保健師・管理栄養士)におまかせ!

※初回面談の所要時間は**20分程度**です。



協会けんぽの保健指導はメリットいっぱい!利用しないともったいない!

すべて
無料

● 健診当日、健診機関で

● 土日・祝日、夜間の面談

● ICTでの面談

● 全国どこでも

すべて

OK

※時間帯は要相談

大切な従業員が重症化する前に

早期・軽度での医療機関受診

重症化予防のためには、医療機関への早期受診がとても重要です。

健診の結果、「**要治療・再検査**」となった方は、必ず早期に医療機関を受診していただくよう事業所ご担当者様から対象の方へご案内をお願いします。

取組事例

対象者への周知・勧奨

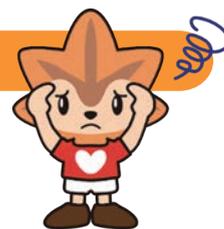
- 健診の結果、「要精密検査」「要治療」と判定された方に受診勧奨をする。
(文書、メール、声掛け)
- 精密検査や治療について、医療機関の受診結果の報告を義務付ける。

受診時間の確保

- 再検査・治療に要する時間の出勤認定や特別休暇認定をする。
- 組織をあげて、受診時間の確保のために業務のサポートを行う。

健診結果を確認のうえ、医療機関への受診勧奨を

早期に受診することで、重篤な疾病の早期発見につながります。また、コロナ禍だからと受診を控えることは健康状態の悪化や抵抗力の低下につながり、**新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを高める**ことにもなってしまいます。



要経過観察

- 生活習慣を改善し、定期的に検査を受けましょう。
- 次回の健診で、「要治療」と判定されないよう、生活習慣の改善に努めましょう。

要精密検査

- 医療機関での**精密検査**が必要です。
- 要精密検査の結果が出たら、なるべく早く受診して異常の有無を確認しましょう。

要治療

- **治療**が必要です。
- 要治療の結果が出たら、なるべく早く受診して適切な治療を受けましょう。

●生活習慣病の重症化による医療費と入院リスク

生活習慣病が重症化すると長期入院や長期治療が必要となります。

出典：平成24年東京都保険者協議会医療費分析部会

傷病	1人当たり年間医療費 ※10割負担の場合	入院期間	病気になった後の負担
脳梗塞	112万円	35.5日	片麻痺・言語障害等の後遺症
脳出血	177万円	46.2日	片麻痺・言語障害等の後遺症
心筋梗塞	195万円	17.9日	再発の不安
腎不全	540万円	156日(通院日数)	透析による定期通院(週3回程度)

申請書様式の変更について

協会けんぽでは、迅速に給付金をお支払いするために、以下の申請用紙を新様式に変更いたします。速やかな支払いのため、**申請用紙の変更**をお願いいたします。

※令和5年1月以降、旧様式での申請は審査に時間を要します。ご理解のほどよろしく申し上げます。

様式を変更する主な申請書(届出書)

健康保険給付関係	
傷病手当金支給申請書	出産手当金支給申請書
療養費支給申請書(立替払等)	出産育児一時金支給申請書
療養費支給申請書(治療用装具)	出産育児一時金内払金支払依頼書
限度額適用認定申請書	埋葬料(費)支給申請書
限度額適用・標準負担額減額認定申請書	特定疾病療養受療証交付申請書
高額療養費支給申請書	

任意継続関係

任意継続被保険者資格取得届出書

任意継続被保険者被扶養者(異動)届

任意継続被保険者資格喪失届出書

任意継続被保険者氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更(訂正)届

被保険者証等再交付関係

被保険者証再交付申請書

高齢受給者証再交付申請書

申請書変更のポイント

ポイント①
マスカ目化した記入欄を増やします。

ポイント②
記述式から選択式になります。

新様式の申請書は、**協会けんぽのホームページでダウンロード**できます。
郵送を希望の方は、**協会けんぽ広島支部**までご依頼ください。



健康保険委員功労者表彰について

協会けんぽでは、健康保険事業推進のためにご尽力いただいている健康保険委員の皆様の活動に感謝の意を表し、その功績を讃えることを目的として「健康保険委員表彰」を実施しており、令和4年11月16日に表彰式を行いました。受賞された皆様の今後ますますのご活躍を祈念いたします。



理事長表彰



(50音順)

倉田 和典 様 株式会社 サクラオブルフリーアンドディスティラリー

中川 妙美 様 株式会社 高村興業所

支部長表彰



(50音順)

有木 政子 様 有木 株式会社

熊本 弥生 様 株式会社 ポップジャパン

栗原 武伸 様 中国紡織 株式会社

佐々木 由加 様 職業訓練法人 東広島地域職業能力開発協会

佐藤 幸子 様 有限会社 駅家製作所

島田 花子 様 芸州運輸 株式会社

高田 ひろ美 様 栄信産業 株式会社

野海 芳裕 様 有限会社 フクショウ

牧野 保志 様 福山熱煉工業 株式会社

丸子 潤一郎 様 丸子硝子 株式会社

山内 美穂 様 シーエムシー 株式会社

山本 麻里 様 株式会社 山本組

横山 好枝 様 社会福祉法人 白鳩会 ひなぎくこども園

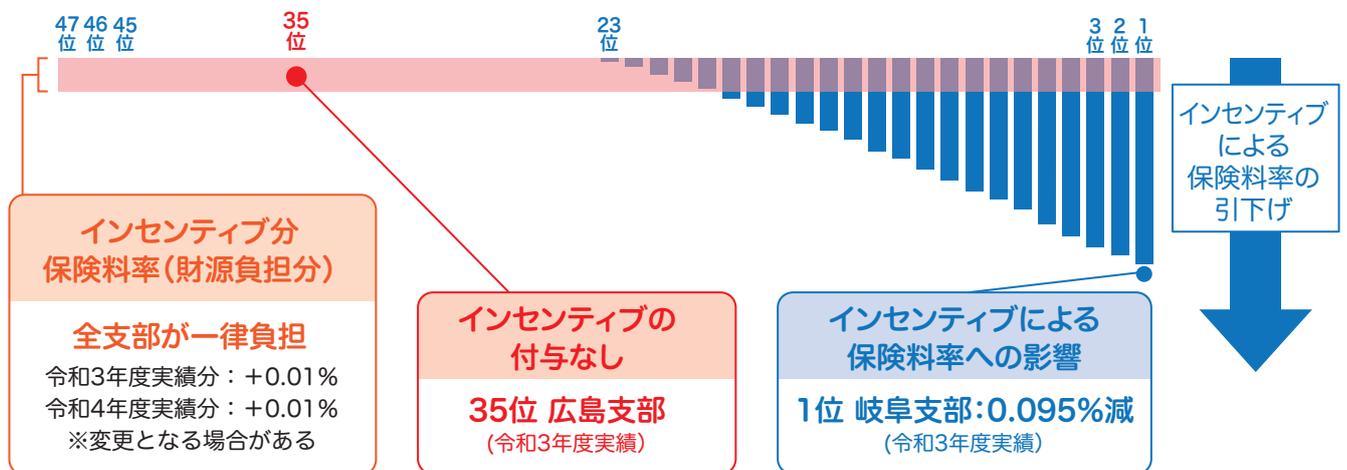
表彰の基準 (一部)

- ★健康保険委員としての活動期間
- ★特定健診(生活習慣病予防健診実施及び事業者健診データ提供)の実施率
- ★特定保健指導の実施率
- ★ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所 など

令和3年度 インセンティブ制度の実績について

- 事業主・加入者の皆様が取り組む健康増進や医療費適正化に係る**5つの評価指標**に基づいて、評価結果(成績)が**上位23位以内**(※令和4年度実績からは15位以内)に入った場合に報奨金(インセンティブ)が与えられ、健康保険料率の引下げにつながる制度です。
- 令和3年度実績では、広島支部は**総合35位**となり、残念ながら**インセンティブの付与はありませんでした**。(令和3年度の実績は令和5年度の保険料率に反映されます。)

■得点ランクによる保険料率引下げのイメージ



■皆さまに取り組んでいただきたい5つの評価指標



1 特定健診などの受診

R3年度順位
32位 ↓

協会けんぽの健診を
年に1回
必ず受診しましょう。

2 特定保健指導の利用

R3年度順位
28位 ↑

生活習慣の改善が必要と
判定された場合、
保健指導を受けましょう。

3 生活習慣の改善

R3年度順位
31位 ↑

保健指導を受け、
生活習慣の改善を
図りましょう。

4 医療機関の受診

R3年度順位
21位 ↑

要治療または要再検査と
判定されたら医療機関を
早期に受診しましょう。

5 ジェネリック医薬品の使用

R3年度順位
39位 ↓

お薬が処方される際には、
ジェネリック医薬品を
積極的に選択しましょう。

■よくあるご質問

Q 実績は事業所別に評価されますか？

A 事業所ごとではなく支部(都道府県)ごとに評価され保険料率が決定されます。
広島支部にご加入の**一人ひとりの行動の積み重ねが重要**になります。

健康保険委員様へお知らせ

広島支部
ホームページ

『健康保険委員の部屋』をご活用ください!

『健康保険委員の部屋』では、健康保険制度に関するよくあるお問合せを掲載しています。また、各制度ごとに概要等を掲載したチラシを作成していますので、ぜひ、職場内で印刷して、申請書を渡す際などにご活用ください!

委員ならではの
お役立ち情報を
掲載!



<p>「出産手当金」編</p> <p>出産で仕事を休んだときの生活保障</p> <p>いしづかあきこ けんぽ広島支部 けんぽ広島支部</p> <p>出産で仕事を休んだときの生活保障 出産手当金</p> <p>Q1. 出産手当金の対象となるのは、どのような方ですか? Q2. 出産手当金の支給額は、どのように計算されますか? Q3. 出産手当金の支給期間は、どのように決まりますか? Q4. 出産手当金の申請に必要な書類は、どのようなものがありますか? Q5. 出産手当金の申請は、どのように行いますか? Q6. 出産手当金の申請は、いつまでに行うことができますか? Q7. 出産手当金の申請が認められない場合は、どのような理由がありますか?</p> <p>詳しく制度説明は裏面をご覧ください! ⇨</p> <p>■制度について詳しくはこちら</p>	<p>「出産育児一時金」編</p> <p>出産したときの給付金</p> <p>いしづかあきこ けんぽ広島支部 けんぽ広島支部</p> <p>ご本人にご家族が 出産したときの給付金 出産育児一時金</p> <p>Q1. 出産育児一時金の支給額は、どのように決まりますか? Q2. 出産育児一時金の申請に必要な書類は、どのようなものがありますか? Q3. 出産育児一時金の申請は、どのように行いますか? Q4. 出産育児一時金の申請は、いつまでに行うことができますか? Q5. 出産育児一時金の申請が認められない場合は、どのような理由がありますか?</p> <p>詳しく制度説明は裏面をご覧ください! ⇨</p> <p>■制度について詳しくはこちら</p>	<p>「療養費」編</p> <p>医療費の立替払い、治療用 装具を作成したときなど</p> <p>いしづかあきこ けんぽ広島支部 けんぽ広島支部</p> <p>医療費の立替払い、 治療用装具を作成したときなど 療養費</p> <p>Q1. 療養費の立替払いの対象となるのは、どのような医療費ですか? Q2. 療養費の立替払いの申請に必要な書類は、どのようなものがありますか? Q3. 療養費の立替払いの申請は、どのように行いますか? Q4. 療養費の立替払いの申請は、いつまでに行うことができますか? Q5. 療養費の立替払いの申請が認められない場合は、どのような理由がありますか?</p> <p>詳しく制度説明は裏面をご覧ください! ⇨</p> <p>■制度について詳しくはこちら</p>
--	--	---

広島支部ホームページからアクセス!

協会けんぽ広島支部 健康保険委員

検索



スマートフォン、
タブレットは
こちら

健康保険制度の情報や「健幸レシピ」を配信しています

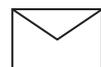
保険料率等の
大切なお知らせは
速報でお届けします

メールマガジンのご登録を!

協会けんぽ広島支部 メールマガ

検索

登録は
こちらから



健康保険委員だより

(令和5年1月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください

